

東北航空宇宙産業研究会 会則

第1条(名称)

本会は、東北航空宇宙産業研究会 (Tohoku Aerospace Industry Forum) と称する。

1) (略号)TAIF とする。

第2条(目的)

本会は、航空宇宙産業に係わる企業及び学・官の交流を通じて、情報の収集、要素技術課題の抽出、事業環境整備の課題等についての情報交換並びに連携を進め、東北地域の強みを活かした航空宇宙産業の集積を図ることを目的とする。

第3条(研究会の位置付け)

本会は、産業技術連携推進会議 東北地域部会 機械・金属分科会の下部組織とし、東北の広域連携の推進を目指すため、広く企業者の参加を求め、原則公開とする。

第4条(会員)

東北地域の企業及び学・官の個人または団体とする。但し、会長が適当と認めた場合は、東北地域以外の企業人等を会員とすることができる。

第5条(役員及び任期)

次のとおり役員を置く。

- 1) (構成)会長 1 名、顧問若干名、幹事 13 名
- 2) (会長)役員会によって指名され、総会で承認される。
- 3) (会長代行)役員会の指名承認によって会長代行を置くことができる。
- 4) (顧問)会長によって指名され、役員会によって承認される
- 5) (幹事)6 県の民間企業から各 1 名、6 県の公設試から各 1 名、産技連東北地域部会機械金属分科会長からなり、会長によって指名され、役員会によって承認される。
- 6) 会長の任期は 2 年、但し再任を妨げない。

第6条(役員会)

- 1) (構成)第 5 条に定める役員によって役員会を構成する
- 2) (招集と議事)会長によって召集され、会長が議長を務める
- 3) (権能)役員会は、事務局が上程する研究会活動の方針と結果を審議する
- 4) (権能)総会に上程する議案を事務局に指示する
- 5) (権能)第 5 条に定める人事
- 6) (議決)総員の過半数をもって議決する。委任状による議長等への委任を認める。

第7条(総会)

- 1) (構成)全会員で構成される
- 2) (招集と議事)会長によって召集され、会長が議長を務める
- 3) (権能)役員会の求める議案を議決する
- 4) (議決)出席者の過半数をもって議決される

8条(事務局)

- 1) (場所)産総研東北センター等におく
- 2) (役割)役員会に研究会の活動方針案と、活動結果を役員会に上程し、審議を仰ぐ
- 3) (役割)総会へ役員会が指示する議案を上程する

9条(会則の改正と施行)

本会則は、役員会の承認と、役員会が必要と認めた時総会の議決を経て改正され、直ちに施行される。

付 則

本会則は平成 25 年 12 月 11 日から施行する。